

○居宅サービス

No.	区分	項目	指摘内容	根拠
1	訪問介護	内容及び手続の説明及び同意に関する事	重要事項説明書について、内容の修正が必要と見受けられる項目があるため、速やかに改正すること。（キャンセル料・職員数の記載方法・単位・交通費・介護保険課の係名及び電話番号・「介護予防訪問介護」の表記・島根県指定の表記・実施地域・「介護予防支援事業者」の表記修正） （事業の目的及び運営の方針・事故発生時の対応・従業者の職務の内容・第三者評価の実施状況追記、利用料を運営規程と合わせる、「複写物の交付」削除）	居宅サービス基準条例第9条
2	訪問介護	運営規程に関する事	運営規程について、内容の修正が必要と見受けられる項目があるため、速やかに改正すること。（職員数・「介護予防訪問介護」の表記・通院外出の際の介護員等の公共交通機関の交通費表記・個人情報保護のガイダンスの表記・サービス提供責任者の員数・営業日・交通費・実施地域修正） （キャンセル料・職員数は常勤換算後の人数であること・負担割合3割追記） （「指定訪問型サービス」の「指定」を削除、有償サービス及び法定代理受領ではない場合等の利用料について整理）	居宅サービス基準条例第30条
3	訪問介護	勤務体制の確保等に関する事	・利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、事業所ごとに訪問介護員等の勤務の体制を定めておくこと。（勤務形態・資格・有料老人ホーム兼務の職員の勤務形態(B・D)をCへ修正、残業時間を含めない、管理者とサービス提供責任者を分けて常勤換算、常勤換算に管理者の時間数を含めない） ・原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。（管理者と訪問介護員の時間数を区別・有休を記載、管理者の勤務形態を常勤専従から常勤兼務へ・他事業所兼務の訪問介護員の勤務形態を非常勤専従に・勤務形態欄・資格欄・常勤換算数の修正、勤務時間の記載漏れ追記、自費サービス事業の人員配置の記載削除） ・指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。（指針の作成、担当者を定める、従業者への周知を図る）	居宅サービス基準条例第32条第1項 居宅サービス基準条例第32条第1項,解釈通知 居宅サービス基準条例第32条第4項
4	訪問介護	訪問介護計画の作成に関する事	サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。（訪問介護計画について、実施日以前に同意を得ること）	居宅サービス基準条例第25条第3項
5	訪問介護	秘密保持等に関する事	・従業員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じること。 ・サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。	居宅サービス基準条例第35条第2項 居宅サービス基準条例第35条第3項
6	訪問介護	サービス提供の記録に関する事	指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、指定訪問介護を実際に行った時間を記録させること。	居宅サービス基準条例第20条第1項

No.	区分	項目	指摘内容	根拠
7	訪問介護	訪問介護計画の作成に関すること	・サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うこと。 ・訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。居宅サービス計画との整合性を取ることを。	居宅サービス基準条例第25条第5項 居宅サービス基準条例第25条第2項
8	訪問介護	利用料等の受領に関すること	医療費控除の対象を確認し領収書にその額を表示すること。	(平成12年11月16日付老振発第73号及び 平成25年1月25日付老振発第1201001号)
9	訪問介護	業務管理体制の届出に関すること	届け出た事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を中核市の長に届け出ること。	介護保険法第115条の32第3項 松江市介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則第3条
10	訪問介護	広告に関すること	指定訪問介護事業所について広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものにならないこと。(利用料・実施地域修正)	居宅サービス基準条例第36条
11	訪問介護	会計の区分に関すること	指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。	居宅サービス基準条例第41条
12	訪問介護	特定事業所加算に関すること	指定訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画(個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画)を作成すること。	
13	訪問介護	訪問介護員等の員数に関すること	サービス提供責任者として配置する非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数の2分の1以上に達している者とする。	居宅サービス基準条例第6条第2項, 解釈通知
14	通所介護	内容及び手続きの説明及び同意に関すること	重要事項説明書について、内容の修正が必要と見受けられる項目があるため、速やかに改正すること。(実施地域・職員数・介護保険課の電話番号・島根県指定の表記・非常災害対策・利用料・従業者の勤務体制・職務内容・事故発生時の対応・第三者評価の実施状況修正) (看護師・機能訓練指導員は分けて記載、外部相談窓口の市の連絡先・非常災害対策・従事者の職務内容・緊急時の対応・利用定員・サービス利用に当たっての留意事項追記) (基準人員・総合事業の利用料削除、事業の目的、運営の方針、緊急時等における対応方法、事故発生時の対応方法、料金の記載方法など運営規程との整合性が取れない表現となっている個所について整合性を図る)	居宅サービス基準条例第9条
15	通所介護	内容及び手続きの説明及び同意に関すること	重要事項説明書について、内容の修正が必要と見受けられる項目があるため、速やかに改正すること。(サービス利用にあたっての留意事項・緊急時対応・非常災害時の対応・オンコール体制について職員の勤務体制及び職務内容追記)	松江市指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の人員、設備及び運営に関する要綱第8条

No.	区分	項目	指摘内容	根拠
16	通所介護	運営規程に関すること	運営規程について、内容の修正が必要と見受けられる項目があるため、速やかに改正すること。 (交通費及び実施地域・介護予防通所介護の表記・秘密保持において参照するガイドライン等・職員数・営業日・営業時間・食事の提供に要する費用・利用者の負担割合・個別援助計画を通所介護計画へ・利用料・事業の目的及び方針・サービス利用に関する留意事項・個人情報のガイドラインをガイダンスへ修正) (職務内容・年末年始の休業日・利用料及び料金表2.3割負担について・法定代理受領以外の利用料・キャンセル料・看護職員の職務内容・サービス利用にあたっての留意事項・食事のキャンセル料について追記) (介護予防通所介護の文言削除、重要事項説明書との整合性が取れない表現となっている箇所について整合性を図る)	居宅サービス基準条例第107条
17	通所介護	運営規程に関すること	運営規程について、内容の修正が必要と見受けられる項目があるため、速やかに改正すること。 (個人情報のガイドラインをガイダンスへ修正、重要事項説明書と整合性が取れない表現となっている箇所について、整合性を図る(事業の目的・方針、利用料))	松江市指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の人員、設備及び運営に関する要綱第17条
18	通所介護	勤務体制の確保等に関すること	・月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確に記載すること。(他事業所兼務職員の勤務形態を非常勤専従に・職種欄・勤務形態欄・資格欄修正) (資格欄、管理者の配置時間、兼務職種一部追記) (常勤・非常勤の別記載、管理者の勤務時間数記載誤り、管理者と介護職員の兼務について勤務時間を分けて記載、機能訓練指導員の配置・休みを記載、他事業所兼務の機能訓練指導員は勤務時間数を分ける、資格記入もれあり) ・指定通所介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。	居宅サービス基準条例第108条第1項、解釈通知 居宅サービス基準条例第123条第4項
19	通所介護	広告に関すること	指定通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものにしないこと。(介護予防通所介護の表記・お試し利用について居宅介護事業所の欄に記載されているので修正、記載されている利用料は1割負担の場合の金額であることを明記)	居宅サービス基準条例第36条
20	通所介護	利用料等の受領に関すること	医療費控除の対象を確認し領収書にその額を表示すること。	(平成12年11月16日付老振発第73号及び平成25年1月25日付老振発第1201001号)
21	通所介護	体験利用に関すること	体験利用について、実施する場合は運営規程を別に定め会計を通所介護の事業の会計と区分すること。	「指定(介護予防)通所介護事業者による保険給付の範囲外の通所介護サービスの取扱いについて」平成29年3月31日 松江市長通知

No.	区分	項目	指摘内容	根拠
22	通所介護	口腔機能向上加算に関する事	・言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理計画を作成すること。(計画の内容不足、多職種共同で作成した記録を残す) ・サービス担当者は、口腔機能向上サービス提供の主な経過を記録すること。記録の内容は、実施日、サービス提供者氏名及び職種、指導の内容(口腔衛生、口腔清掃に関する指導、摂食・嚥下等の口腔機能に関する指導、音声・言語機能に関する指導)について記録すること。 ・口腔機能改善管理指導計画に基づき、概ね1か月毎に適宜モニタリングを行うこと。 ・利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、概ね3か月毎に口腔機能の状態の評価を行い、その結果について、当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供すること。	リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について
23	通所介護	会計の区分に関する事	指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。	居宅サービス基準条例第41条
24	通所介護	通所介護計画の作成に関する事	・指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成すること。(期間が切れているものについて作成すること) ・通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。(居宅サービス計画との整合性を取る)	居宅サービス基準条例第106条第1項 居宅サービス基準条例第106条第2項サービス
25	通所介護	宿泊サービス計画の作成	宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを4日以上連続して利用することが予定されている利用者又は4日未満の利用であっても反復的、継続的に利用することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえるとともに、利用者が利用する指定通所介護事業所等におけるサービスとの継続性に配慮して、当該利用者の指定居宅介護支援事業者等と連携を図った上、具体的な宿泊サービスの内容等を記載した計画(以下「宿泊サービス計画」という。)を作成すること。	松江市指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の人員、設備及び運営に関する要綱第11条第1項
26	通所介護	従業者の員数及び資格に関する事について	宿泊サービス従業者は、宿泊サービスの提供内容に応じ必要数を確保することとし、宿泊サービスの提供を行う時間帯(以下「提供時間帯」という。)を通じて夜勤職員として介護職員又は看護職員(看護師又は准看護師をいう。)を常時1人以上配置すること。	松江市指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の人員、設備及び運営に関する要綱第5条第1項
27	通所介護	業務管理体制の届出に関する事	届け出た事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を中核市の長に届け出ること。	介護保険法第115条の32第3項 松江市介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則第3条
28	通所介護	掲示に関する事	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	居宅サービス基準条例第34条

No.	区分	項目	指摘内容	根拠
29	訪問看護 介護予防訪問看護	勤務形態の確保等に関する事	・原則として月ごとの勤務表を作成し、看護師等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。 (管理者の職種及び入職年月日・他事業所兼務の職員の勤務形態を非常勤専従に・勤務形態の修正) (応援職員の勤務形態追記、非常勤職員の休日の時間数を常勤換算に含めない、所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者の勤務形態を確認) ・指定訪問看護事業者は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。	居宅サービス基準条例第32条第1項 介護予防サービス基準条例第53条の2第1項、解釈通知 居宅サービス基準条例第32条第4項 介護予防サービス基準条例第53条の2第4項
30	訪問看護 介護予防訪問看護	内容及び手続の説明及び同意に関する事	重要事項説明書について、内容の修正が必要と見受けられる項目があるため、速やかに改正すること。(「県指定」の表記・初回加算の金額・介護保険課の電話番号・市係名・介護予防訪問看護の料金修正) (従業者の職務の内容・勤務体制・職員の勤務体制追記、事業の方針一部追記) (料金の表記を運営規程と合わせる、実施地域外の自治体の苦情連絡先削除)	居宅サービス基準条例第9条 介護予防サービス基準条例第9条
31	訪問看護 介護予防訪問看護	サービス提供体制強化加算に関する事	全ての看護師等に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していないため過誤調整を行うこと。	
32	福祉用具販売・貸与	内容及び手続の説明及び同意に関する事	重要事項説明書について、内容の修正が必要と見受けられる項目があるため、速やかに改正すること。 【貸与】(運営の方針について運営規程と整合性がとれるよう修正、事業の目的に介護予防福祉用具貸与について、職員の職務内容・提供方法・取扱い種目・その他運営に関する重要事項・支払い開始月の利用料・事故発生時の対応・苦情処理の体制・利用料の法定代理受領の場合の欄に負担割合に応じること追記、特別な運搬にかかる費用を削除) 【販売】(運営の方針について運営規程と整合性がとれるよう修正、職員数修正、職員の職務内容・提供方法・取扱い種目・その他運営に関する重要事項・事故発生時の対応・苦情処理の体制・償還払いの場合の記載に2.3割負担について・購入に関する費用は負担割合に応じること追記)	居宅サービス基準条例第9条 介護予防サービス基準条例第9条
33	福祉用具販売・貸与	運営規程に関する事	運営規程について、内容の修正が必要と見受けられる項目があるため、速やかに改正すること。 【貸与】(指定権者を松江市に、職員数、運営の方針について重要事項説明書と整合性がとれるよう修正、負担割合2.3割追記、「要支援」という表記削除) 【販売】(指定権者を松江市に修正、「要支援」という表記削除、職員数修正、運営の方針について重要事項説明書と整合性がとれるよう修正、利用料・排泄予測支援機器追記) 【予防貸与】(指定権者を松江市に修正、「要介護」という表記削除) 【予防販売】(指定権者を松江市に修正、「要介護」という表記削除、利用料追記)	居宅サービス基準条例第239条 介護予防サービス基準条例第208条
34	福祉用具販売・貸与	掲示及び目録の備え付けに関する事	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	居宅サービス基準条例第243条第1項 介護予防サービス基準条例第212条第1項

No.	区分	項目	指摘内容	根拠
35	福祉用具販売・貸与	秘密保持等に関すること	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	居宅サービス基準条例第35条第3項 介護予防サービス基準条例第30条第3項
36	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	運営規程に関すること	運営規程について、内容の修正が必要と見受けられる項目があるため、速やかに改正すること。 (実施地域・避難訓練の回数・「ガイドライン」を「ガイダンス」へ修正、リハビリテーションの内容・おやつ代追記)	居宅サービス基準条例第126条 介護予防サービス基準条例第83条
37	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	内容及び手続きの説明及び同意に関すること	重要事項説明書について、内容の修正が必要と見受けられる項目があるため、速やかに改正すること。(サービス提供に当たっての留意事項・職員の勤務体制・職員数追記、介護保険課の部名・係名・電話番号・実施地域・「ガイダンス」を「ガイドライン」へ修正)	居宅サービス基準条例第32条第1項 介護予防サービス基準条例第53条の2第1項、解釈通知
38	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	勤務体制の確保等に関すること	原則として月ごとの勤務表を作成し、通所リハビリテーション従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の理学療法士、作業療法士、経験看護師等、看護職員及び介護職員の配置、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにすること。(医師の勤務形態追記、他事業所兼務の職員の勤務形態を非常勤専従に・職種2名、管理者の勤務形態C→Bへ修正、サービス提供時間で作成、有休を記載)	居宅サービス基準条例第108条第1項 介護予防サービス基準条例第84条第1項、解釈通知
39	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	リハビリテーション提供体制加算に関すること	・常時、事業所に配置されている理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の合計数が、当該事業所の利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であることを明確にすること。 ・当該事業所の利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上となっていない日について過誤調整すること。	
40	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	秘密保持等に関すること	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	居宅サービス基準条例第35条第3項 介護予防サービス基準条例第30条第3項
41	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	業務管理体制の届出に関すること	届け出た事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を中核市の長に届け出ること。	介護保険法第115条の32第3項 松江市介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則第3条
42	特定施設入居者生活介護	内容及び手続きの説明及び同意に関すること	重要事項説明書について、内容の修正が必要と見受けられる項目があるため、速やかに改正すること。(事業の目的・方針・非常災害時の対応追記)	居宅サービス基準条例第204条第1項 介護予防サービス基準条例第173条第1項
43	特定施設入居者生活介護	サービスの提供の記録に関すること	指定(介護予防)特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定(介護予防)特定施設の名称を、指定(介護予防)特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載すること。	居宅サービス基準条例第206条第1項 介護予防サービス基準条例第175条第1項
44	短期入所生活介護	内容及び手続きの説明及び同意に関すること	重要事項説明書について、内容の修正が必要と見受けられる項目があるため、速やかに改正すること。(指定番号前の「島根県」・看護職員数・職員の勤務体制(常勤・非常勤)の表記・非常災害対策についての記載・介護保険課の電話番号・実施地域以外の利用者の送迎料金・その他費用(キャンセル料)・従業者の職種・員数及び職務の内容修正)	居宅サービス基準条例第9条、第135条第1項 介護予防サービス基準条例第99条第1項

No.	区分	項目	指摘内容	根拠
45	短期入所生活介護	勤務体制の確保等に関する事	原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。(勤務形態一覧表の修正)	居宅サービス基準条例第108条第1項、第162条第1項 介護予防サービス基準条例第84条第1項、第124条第1項
46	短期入所生活介護	運営規程に関する事	運営規程について、内容の修正が必要と見受けられる項目があるため、速やかに改正すること。(職種の表記(重要事項説明書と異なる表記の統一))	居宅サービス基準条例第30条、第147条、第161条 介護予防サービス基準条例第104条、第123条
47	短期入所生活介護	掲示に関する事	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。 (最新の重要事項の掲示)	居宅サービス基準条例第34条 介護予防サービス基準条例第29条
48	短期入所生活介護	秘密保持等に関する事	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	居宅サービス基準条例第35条第3項 介護予防サービス基準条例第30条第3項
49	短期入所療養介護・介護 予防短期入所療養介護	内容及び手続の説明及び同意に関する事	重要事項説明書について、内容の修正が必要と見受けられる項目があるため、速やかに改正すること。 (通常の送迎の実施地域修正)	居宅サービス基準条例第135条第1項 介護予防サービス基準条例第99条第1項